

徳島市障害福祉計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害福祉計画（第8期）の策定にあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市障害福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の実態やニーズに即した課題に関すること
- (2) 徳島市障害福祉計画策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 市民会議は、委員23名以内で構成し、福祉関係団体、その他関係諸団体・機関から選ばれた者及び学識経験者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が発生したとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。